

高根沢町子ども条例（案）に係る パブリックコメント結果について

1. 結果

- 実施期間：令和元年12月3日（火）～令和2年1月10日（金）
- 公表方法：町学校教育課、図書館3館及び町ホームページでの閲覧
- 集 計：提出された意見 - 4名（13件）
（※意見は要約しています。）

2. 意見の概要と町の考え方

No.	意見の概要	町の考え方
1	<p>（1）第7条（学びの支援）第2項について 学校以外において学ぶことのできる場所として「フリースペースひよこの家」を明記してほしい。</p> <p>（2）全体について 貧困家庭への対応が抜けているように感じる。</p>	<p>本条例は、子ども施策を総合的かつ継続的に推進していくために、町の子ども施策に関する「基本条例」と位置付けて、町の子ども施策の基本理念や基本となる事項を定めるものです。当該基本理念や基本的な方向性・枠組みを規定する条例として構成したことから、個別の具体的事業や名称については規定しない内容としています。個別の具体的事業については、これまでどおり、それぞれ個別の法律・条例・規則等に基づいて実施してまいります。</p> <p>第9条の「～その他の援護を必要とする子ども及び子育て家庭に関する施策を推進する。」の中に貧困家庭への対応を包含して規定したところですが、ご意見を踏まえ、より明確になるよう、「子どもの貧困に関する支援」の文言を追加し、案を修正します。</p>
2	学校以外において学ぶことのできる場所として「フリースペースひよこの家」を明記してほしい。	1（1）のとおり。
3	「フリースペースひよこの家」は学校へ行けない子どもにとって大切な場所なので、条例の中に含めてほしい。	1（1）のとおり。

No.	意見の概要	町の考え方
4	<p>(1) 第1条(目的)について 子どもの権利についての記述が見当たらない。</p>	<p>条例制定権は、「法の範囲内」において「地方公共団体の事務に属する事項」を範囲とすることが定められており、条例の効力は原則として区域内にしか及ばないものであることから、「人権」について定めることは、原則、条例制定権の範囲ではないとされています。そのため、本条例では、子どもの権利に関し、直接の規定はしていませんが、国の批准した、いわゆる「子どもの権利条約」や、当該条約を踏まえた各種法律の考え方に基づき、町の子ども施策を実施してまいります。</p>
	<p>(2) 第7条(学びの支援)第2項について 「フリースペースひよこの家」の名がない。また、不登校等の子どもに対する訪問型学習支援事業を実施していることについても明示してほしい。</p>	<p>1(1)のとおり、個別の具体的事業については、本条例に規定していませんので、これまでどおり、それぞれ個別の法律・条例・規則等に基づいて実施してまいります。</p>
	<p>(3) 第7条(学びの支援)第3項について 「地域社会と連携した学習機会の充実」の具体事例として「子ども食堂」のような地域住民の取組を明示してほしい。</p>	<p>同上</p>
	<p>(4) 第8条(相談支援体制の充実)について ・相談支援体制の充実に合わせて、自ら相談に訪れない要支援者に対してどうアウトリーチの手を伸ばせるかについて考慮してほしい。 ・乳幼児の段階からの切れ目ないサポートや支援者との横のつながりも言明してほしい。</p>	<p>・自ら相談に訪れない要支援者に対する支援については、相談支援体制の充実の一環として、今後、これまで以上に積極的な対応に努めます。 ・第8条第1項の「乳幼児期からの一貫した相談支援体制の充実を図り、」の規定のとおり、今後更に、乳幼児の段階からの切れ目ないサポートや支援者との連携の充実に努めます。</p>

No.	意見の概要	町の考え方
	<p>(5) 第9条（援護を必要とする子ども及び子育て家庭への支援）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困」についての記述がない。 ・外国にルーツを持つ子、発達障害の子、LGBTの子についても記述がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1（2）のとおり、「子どもの貧困に関する支援」の文言を条文に追加し、案を修正します。 ・外国にルーツを持つ子、発達障害の子、LGBTの子については、第9条の「～その他の援護を必要とする子ども及び子育て家庭に関する施策を推進する。」の規定の中で、様々な“援護を必要とする子ども”に包含して規定することで整理しています。
	<p>(6) 体罰について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰については、時間をかけて社会全体で認識を共有し、体罰によらない子育ての推進に社会全体で取り組む必要がある。厚労省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」による資料などを活用した「学ぶ場」を広げてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・町として、体罰等に対する具体的取組として実施できる事業について検討してまいります。
	<p>(7) 第11条（保護者の役割）について</p> <p>保護者に子育ての一義的責任の自覚を促すのならば、一方で「日頃から地域社会や行政・学校と連携し、困った際には相談をする」ことできる環境が求められる。</p>	<p>第3章（役割等）の規定のとおり、学校等・事業者・地域住民の役割を踏まえ、相互に連携及び協働して取組の推進に努めます。</p>
	<p>(8) 第12条（学校等の役割）第2項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察や病院、児童相談所その他民間の団体等と連携し、多忙と言われる教師の負担を増やさない形で、経済的その他の困難な生活環境にある子の情報を各機関と共有する仕組みを強化してほしい。 ・スクールソーシャルワーカーが力を発揮できる体制づくり、サポート、フォローアップ、動きやすい環境づくりをしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同上 ・第8条（相談支援体制の充実）第2項の規定に基づき、スクールソーシャルワーカーがより一層活用されるよう、サポートや環境整備に努めます。

No.	意見の概要	町の考え方
	<p>(9) 第14条(事業者の役割)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時短勤務や育休制度の利用促進についても触れてほしい。子育てについての理解が深い企業を町として強力的に称賛し広報することで、取組が遅れている事業者のインセンティブとしてほしい。 ・町も一事業者として責任を自覚し、民間の模範となる姿、全職員が「子育てにかかる困難を支える」のだという意識醸成が必要。 ・子育て世帯に「この町の人たちは本気だ。子育てにかかる困難を放っておかない」と心から思ってもらえる強力なメッセージが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の職場環境整備に資するため、対応が遅れている事業者のインセンティブとなるような取組その他の取組について検討してまいります。 ・町職員の意識醸成についても、本条例の趣旨を踏まえ、研修その他の機会を通じ、町として推進に努めます。 ・第4条(町の責務)第2項のとおり、本条例の目的、理念、内容等について、町民への周知及び啓発に努めます。

3. 意見を踏まえて修正する箇所

いただいた意見を踏まえ、次のとおり条例案を修正します。

	修正後	修正前
修正箇所	<p>(援護を必要とする子ども及び子育て家庭への支援)</p> <p>第9条 町は、ひとり親家庭に関する支援、障害のある子どもに関する支援、子どもへの虐待に関する支援、<u>子どもの貧困に関する支援</u>その他の援護を必要とする子ども及び子育て家庭に関する施策を推進するものとする。</p>	<p>(援護を必要とする子ども及び子育て家庭への支援)</p> <p>第9条 町は、ひとり親家庭に関する支援、障害のある子どもに関する支援、子どもへの虐待に関する支援その他の援護を必要とする子ども及び子育て家庭に関する施策を推進するものとする。</p>

※下線の部分を追加しました。